

居宅交流会での連絡事項

平成30年10月16日（火）

あま市 福祉部 高齢福祉課

福祉用具貸与の上限価格金額の設定について

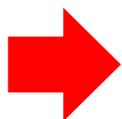
平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されません。

(介護保険最新情報Vol.663)

福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均価格を利用者に説明すること。
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に掲示すること。
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

(介護給付費分科会資料抜粋(平成30年1月26日))



福祉用具貸与計画書を確認し、適切な貸与、給付に努めて頂きますようにお願いします。

※福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧につきましては、下記HP内で閲覧できます。

- ・厚生労働省
- ・福祉用具貸与価格適正化推進事業(公益財団法人テクノエイド協会)

運営基準減算請求にあたっての留意事項

○減算要件

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際して
- ・居宅サービス計画の新規作成及びその変更
- ・サービス担当者会議等行っていないとき
- ・居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)について
(平11老企第36号第3の6)

モニタリングについて、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれまい。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

(平11老企第22号第2の3の(7)⑭)



月1回の利用者の居宅にてモニタリングを実施していない等により運営基準減算を算定される事業所がありましたら、まずは市役所へご相談ください。

ケアプランの軽微な変更について

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第三号から第十一号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

なお、利用者の希望による軽微な変更(例えばサービス提供日時の変更等で、**介護支援専門員が基準第13条第三号から第十一号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの**)を行う場合には、この必要はないものとする。

(平11老企第22号第2の3の(7)⑯)

○ケアプランの軽微な変更の内容について

- ・サービス提供の曜日変更(体調不良や家族の都合等)
- ・サービス提供の回数変更(同一事業所における週1回程度の増減)
- ・利用者の住所変更
- ・事務所の名称変更
- ・目標期間の延長(ケアプラン上の目標設定を変更する必要がない場合)
- ・福祉用具で同等の用具へ変更し単位数のみが異なる場合
- ・目標もサービスも変わらない単なる事業所変更
- ・目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
- ・担当介護支援専門員の変更



(介護保険最新情報Vol.155)

変更箇所が分かるよう、見え消しで修正し、経過記録等に記載しておいてください。
悩まれる場合は、随時ご相談ください。

ご清聴ありがとうございました。

今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。